南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

- 1. 日 時 平成30年11月28日(水) 午後3時00分開会
- 2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室
- 3. 会議次第

開 会 午後3時00分

開議宣告

会議録署名委員の指名 數田委員(南あわじ市) 宮崎委員(学校組合)

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後4時45分

4. 会議の出席者

≪南あわじ市≫

(教育長)浅井伸行

(教育委員)數 田 久美子、轟 孝 博、岡 一 秀、宮 崎 典 弘 《学校組合》

(教育長)浅井伸行

(教育委員) 狩 野 時 夫、數 田 久美子、宮 崎 典 弘、本 條 滋 人

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 山 見 嘉 啓、教育総務課長 中 村 尚 之 学校教育課長 山 川 直 樹、社会教育課長 福 田 龍 八 体育青少年課長 原 ロ 言 美、青少年育成センター所長 永 田 加 織 教育総務課課長補佐 板 野 あゆ美、教育総務課課長補佐 新 地 美 里

6. 会議に付した事件及びその結果

≪共通議案≫

南あわじ市議案第23号

学校組合 議案第7号

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針の改正について

≪南あわじ市単独)

南あわじ市議案第24号

議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について

開 会 午後3時00分

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

なお、本日の合同定例会におきましては傍聴を許可しております。傍聴される方は南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議傍聴規則に準じて傍聴されますようお願いします。

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員 を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、數田委員にお願いいたします。 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、宮崎委 員にお願いいたします。

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいております。 何かお気づきの点ございませんでしたか。

【狩野委員】 (文言の修正あり)

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼び者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、この前回の会議録は、原案のとおり承認することに決定しました。

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

まず1点目は、兵庫県都市教育長協議会についてです。11月8日に明石市でございました。いろいろ協議事項はありましたが、特に目についたのがエアコンの設置状況や学校開放についてであります。エアコンの設置について南あわじ市は進んでいる方で、これから手を付けるというところもずいぶんありました。学校開放については、南あわじ市では土日の小学校グラウンドの開放について検討させてもらっています。今も開放という形はとっていますが、今は信頼のおける定めた団体が使用するということで、学校が許可していますが、そうではなく、誰でも気楽に入ってきて、お父さん、お母さん、

家族と入ってきて、遊具で遊べると、そういう風な、これまでと方向性の違う普学校開放を目指しています。子ども議会等で「遊園地がほしい」「遊ぶ場所が欲しい」といつも言われるんですけども、一カ所に大きなものをつくるという方法もありますが、そうすればそこまで行かないといけない、身近で使える場所は「学校」しかないのではというふうに思っています。こういう方向で、少しずつ、今流行の「コンビネーション遊具」っていうんですかね、700万円ぐらいするらしいですね。びっくりしました。そういったものを整備していこうと思っています。今は、遊具の修理に追われているような状況ですけども、古いものは撤去していく方向ですすめていきたい、土日の開放を理由に遊具を整備するということですが、遊具は土日だけではなしに、学校にあるので、平日は小学生が遊べて、土日もぶらぶら来て遊べる、と有効に使えるのではないかと考えています。そういうことで小学校を使った土日のグラウンド開放を検討しています。全部同時には難しいので、随時整備していくということになるのではないかと思っています。

2点目に、B&G全国教育長会議ですけども、11月6日、7日に東京の日本財団ビルで行われました。今年のテーマは「防災教育」ということでしたので、非常に興味を持ちながら参加しました。中でも面白いなぁと思ったのは、中学の部活動で陸上部とか野球部と同じように、「レスキュー部」を作って防災の活動をしていると、部活動の一環で活動しているところあって、非常に面白いなぁと思いながら聞いてきました。

3点目、教育施設再編については、この後、学校教育課長からも詳しく説明があろうかと思います。11月9日、27日と倭文の保護者と会を持ちました。

4点目に近畿高校駅伝についてです。11月18日に大阪府能勢町で行われた大会を見させていただきました。能勢のコースというのは、スタート地点を8回男子・女子の走者が通るコースになっていて、移動せずにレースを観られることもあって、非常にたくさんの人が集まってくる、私が感じたのは人が集まってくるということに関してどういうふうな対応をとるのか、例えばトイレとか、雨のときの待避所とか、そういうところも含めて、人をどう整理していくのか、ということと、人が集まってくるということは、車も集まってくるので、スタート地点付近の駐車場は駐車券を出して関係者だけしか入れていなかったけれども、駐車場から田圃一枚隔てた道をみると、ずら一っと車が並んでいるというような状況でした。そういったところの整理が課題なのかなと思って見させてもらいました。順次、準備の方をしていきたいと思います。

5点目はアジア国際子ども映画祭については、11月23日から25日に北見市で開催され、ブロック大会実行委員長の岡委員と一緒行かせてもらいました。関西四国ブロックの上位3グループを連れて行ったわけなんですけども、その中で洲本市立大野小学校の子どもたちの作品が、ブロック大会では2位だったのが、本選では、海外の高校生グループの作品が上位を占める中、大野小学校の作品が2位に当たる法務大臣賞をもらいました。それが印象的なことで、唯一、審査員のコメントとして杉さんがこの作品についてふれられました。今年の大会は「自己責任」というテーマで、この作品のタイトルが「夢と宿題」で、サッカーがすごく好きな主人公が、宿題もしないといけないが、

サッカーと宿題どっちをとるかという内容で、「サッカーをとる」、同じようにサッカーか宿題のどっちをとるかで、「サッカーをとる」ということを繰り返しているうちに、宿題をしないからテストの点数が悪いと、言うことなのですが、大人の考え方だと、宿題をしなかったから点数悪いのは自己責任ですよ、ということにつながっていくのですが、この作品はそうではなく、好きなことを自分は選んできたから、Jリーガーに最終的になっていった、それが自己責任の取り方だという、大人の発想とは全く逆の発想で作品が作られているということに審査員は感心したと、意見は二つに分かれたと言っていましたが、そういう意味でも非常に面白い作品だと言っていました。このことは昨日の小中研究会でも非常に評判が良かったと報告させていただきました。来年からは南あわじ市に本選がきますから、非常に良い前年度になったと思います。大野小学校の子どもたちにも話させていただきましたけども、来年洲本市からもたくさんの作品が集まるように協力いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

【浅井教育長】 ただいまの報告で何かご意見等ございますか。

特にないようですので、以上で「教育長報告」を終わらせていただきます。 次に「議事」に移ります。

「議事」につきましては、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会共通議案1件、南あわじ市教育委員会単独議案1件を審議したいと思います。

初めに、共通議案を審議します。

南あわじ市教育委員会議案第23号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第7号、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針の改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山川課長】 ただいま上程いただきました、南あわじ市教育委員会議案第23号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第7号、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針の改正について」の提案理由をご説明申し上げます。この度、職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止措置を定める、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)」が改正され、被害を受けた者の性的指向または性自認に関わらず、当該者に対する職場におけるセクシュアル・ハラスメントについても当該指針の対象となる旨が明確化されたため、今回改正するものです。

以上、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針の改正について」の提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問等ございますか。

【本條委員】 防止はもちろんですが、併せてハラスメントに対する相談窓口設置等の対応 も改正に含まれていたかと思いますが。

【山川課長】 平成29年2月におっしゃるとおり苦情相談の対応と窓口を増やした改正を しました。校長会等にも今回の改正の内容は伝えておりましたが、その時に、今回改正 する部分が改正できていませんでしたので、この度改正するものです。

【浅井教育長】 学校や教育委員会でいろんなトラブルが起きるが、全然トラブルが起きないなんてことはあり得ない、一番の防止策というのは、各地で起こっているトラブルを自分のこととして捉えられるかということだと思っています。他人ごとではなく、自分のこととして捉えられるように、校長先生方には話をしていきたいと思っております。職員に直接話をできる機会には、教育委員会がどんなことを考えているかということ、どういったことに気を付けてほしいかということを、絶好の機会なので、先生方の心に留められるような言葉で、情報発信していくことが大切だと思っています。これからもそういった機会を大事にしていきたいと思います。

【浅井教育長】これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第23号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議 案第7号、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針の改正につ いて」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第23号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育 委員会議案第7号、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針の 改正について」は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第24号、「議会の議決を経るべき事件 の議案の意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【中村課長】 南あわじ市議案第24号 議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について、その内容であります平成30年度南あわじ市一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。

添付しております資料で歳入・歳出の内訳書をご覧ください。

まず1ページの歳入ですが、13款:国庫支出金、2項:国庫補助金、2目:民生 費国庫補助金、2節:児童福祉費補助金19,359千円の増額をしております。

市学童保育の建築にあたる国庫補助金ですが、当初、一か所の学童保育分として申請をしておりましたが、新屋舎(おくしゃ)は2クラスを整備したことで待機児童対策事業の対象となり、補助金申請の差し替えを行いました。それに伴い、補助金の組み替えを行うものです。内訳として、当初、対象事業費の補助率1/3である子ども子育て支援交付金の全額 8,571千円を減額し、本来対象となる子ども子育て支援整備交付金対象事業費の補助率2/3である 27,930千円を追加し、組み替えをするものです。この増額に伴い14款:県支出金、2項:県補助金、2目:民生費県補助金、2節:児童福祉費補助金では県補助率が1/3から1/6に変更となり、1,589千円の減、又、国の補助率増額の影響で20款:市債、1項:市債、2目:民生債、1節:社会福祉債では16,600千円減額しております。

2ページをお開きください。

3款:民生費、2項:児童福祉費、6目:放課後児童健全育成事業について、補正額は0ですが、歳入で申し上げました国県支出金で17,770千円の増、地方債16,600千円の減と残りは一般財源1,170千円減額してプラスマイナス0で財源の組み替えのみを行っております。

5款:労働費、1項:労働諸費、1目:働く婦人の家管理費で14万2千円の増額補正しております。内訳としては2節:給料で5千円、3節:職員手当等で7千円、4節:共済費で130千円となっておりますが、これは人事院勧告により給与が一人当たり月平均0.2%(初任給:1500円/中堅:400円)と賞与(ボーナス)で0.05ヶ月分アップしたことによる人件費の増額でございます。

10款:教育費、1項:教育総務費、2目:事務局費で8,142千円増額しておりますが、これは今年度1名増となった職員(再任用)の人件費を追加し、更に人事院勧告によるアップ分を反映させた人件費の増でございます。

3目:教育振興費、20節:扶助費では2,195千円増額しておりますが、これは小中学校就学援助費ということで、準要保護児童生徒に係る新入学児童生徒学用品費等の支払いを入学前に行う目的で保護者に案内を送付した結果、想定以上の申請が増えたため、それに係る扶助費(学用品や校外活動費等)を増額するものでございます。

3ページの5項:社会教育費、1目:社会教育総務費で給料から共済費で13,398千円増額、2目:公民館費では2,040千円減額しております。これにつきましても社会教育課職員2名増と中央公民館職員1名減となった人件費を調整し、更に人事院勧告のアップ分を反映した人件費の補正でございます。

3目:図書館費では3,970千円減額しております。これにつきましては、人件費であります給料から共済費まで合計で5,910千円の減額、これも1名減となった職員の人件費を調整した上で人事院勧告のアップを反映した合計です。

それから7節:賃金で440千円の増額、これは増員予定の臨時職員3ヶ月分の賃金です。

あと18節:備品購入費で1,500千円増額、これは今年、市内在住の末廣様からご寄附いただいた1,000万円について、ご本人の意向に基づき福祉・医療関係図書を充実させるために南あわじ市図書館と三原図書室、広田図書室への書架と書籍を購入するものです。内訳は、備品購入費800千円とそれぞれの施設への図書購入費700千円です。

4ページの6目:人権教育推進費で5,950千円減額しております。これにつきましても人権教育推進担当職員が1名減となった為人件費を調整し、更に人事院勧告のアップ分を反映した人件費の補正でございます。

6項:保健体育費、3目:文化体育館管理費で4,114千円減額、5目:学校給食費で5,856千円増額しております。これにつきましても、文化体育館で1名減と給食センターで1名増となった職員の人件費を調整し、更に人事院勧告のアップ分を反映した人件費の補正でございます。

簡単ではございますが、以上平成30年度の南あわじ市一般会計補正予算第5号の 内容説明をもって、議案第24号議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について の説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

【本條委員】 補正の内容とは直接関係ありませんが、2ページの放課後児童健全育成事業 の国からの補助金は厚労省ですか、文科省ですか。

【教育次長】 これは学童保育で、厚生労働省です。この度、市学童保育所の新築をやって

おり、それに対する国の補助金です。

- 【本條委員】 今、洲本市でも学童と放課後子ども教室が混在しておりまして、保護者には 混同されてしまっている。そのあたりについて、南あわじ市では共同した形で進められ ると聞いていますが。
- 【原口課長】 今現在は、学童保育も、放課後子ども教室も教育委員会事務局で行っております。市学童保育所においては2教室設けることで、待機児童解消事業ということで補助金をもらっております。
- 【本條委員】 前回お聞きした、アフタースクール事業はまだ動いてないと思うのですが、 放課後子ども教室の開催状況等について、週何回程度とか。
- 【原口課長】 放課後子ども教室は、5か所ありまして、うち4カ所については週2回、沼島については週1回で行っておりますが、この12月から沼島についても試験的に週2回に徐々に増やしていこうかと考えております。
- 【浅井教育長】 アフタースクールについては?
- 【原口課長】 4月からモデル教室を1教室でスタートするということで、31年度中には 3から4教室でできればと考えています。
- 【浅井教育長】 市長からの課題で、子どもたちの放課後をどう使うのかということ、今のままでは縛りが多すぎる、全部の子どもたちに同じ条件で放課後過ごさせることができないのかということと、勉強も含めて放課後を活用する柔軟な仕組みづくりを考えないといけないのじゃないかという課題をもらっていて、アフタースクールというのができてきています。全部でできるかはわからないけれども、モデル的にやっていきたいと思っています。
- 【本條委員】 前回聞かせていただいて、注目させていただいてます。南あわじ市は学童・子ども教室のどちらの事業も教育委員会でやられているということで、洲本はまだ、市長部局と別々にやっているんです。注目したいと思います。
- 【浅井教育長】 他にないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第24号、「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第24号、「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」は、原案のとおり承認することに決定されました。

【浅井教育長】 次に、「協議及び報告事項」に移ります。

「協議及び報告事項」につきましては、お手元に資料を配付しております。 まず、「学校再編について」、事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 学校再編について現状を報告させていただきます。資料はございませんので、 口頭で報告させていただきます。前回の教育委員会、11月2日の総合教育会議で方針 を決定することができました。ありがとうございました。その際に、神戸新聞社が傍聴 に入っておりましたので、急ぎ報告をした方が良いと判断いたしまして、当該校の西淡 志知小、三原志知小、倭文中、倭文小へ直接出向いて、各学校の管理職の教頭に方針が 決まったことを伝えました。それと同時に、倭文中の再編については、急ぎ説明した方 がいいということで、その日のうちに通知を出しまして、11月9日に倭文小・中の保 護者を対象に再編の説明会を行いました。20数名の参加だったと思いますが、新聞に 先に出てしまったことが不満であったようなので、先に説明をさせていただいて、その 後、なぜか広田中校区の話が一番最初に出のですが、「道路整備をしてほしい」とかい う中で強く出てきたのが、なぜ平成33年なのかというところで、これだとかなり急が ないといけないと、小学6年生の保護者から、反発の意見が強くありました。また、支 援学級に入学予定の保護者から、倭文中へ行くつもりで準備をしていたのにそれが出来 なくなるということで、不安であるというご意見いただきました。その後、倭文小の役 員の方から「今度役員会を開くので、もう一度説明にきてほしい」と連絡がありまして、 11月22日に呼ばれ、説明に行っております。これは、経緯だとか、教育委員会・総 合教育会議での内容、新たな方針を説明してほしいということで、説明いたしましたが、

やはり、現小学6年生の保護者を中心に「早い」と、「『早く決定してほしい』と要望したのは、こういう意味ではない」ということで、来年もし行くのであれば、通学に関して、「スクールバスの用意ができているのか」とか、「倭文中の先生が減るが、それは対応できているのか」というような形で、だいたい想像された内容でしたが、強く意見が出ました。ただ、2回ともですが、統合を反対する意見は出ませんでした。このこととあわせまして、22日より前にもう一度資料を用意して説明会が必要だと判断しておりましたので、来月12月6日、倭文小ランチルームで説明することになっております。このときは、就学前児の小・中保護者、地域づくり協議会に声をかけておりましたが、地域の一般の方から要望がありまして、自分たちも聞きたいということですので、それは、どうぞということであるのですが、さらに広く広報してほしいという要望がありまして、自治会長と相談して、明日自治会の役員が集まる機会がありますので、どのような広報をするのかを話し合っていただくということです。教育委員会としましては、説明資料を準備して、もう一度丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。以上です。

【浅井教育長】 少し補足させていただきますが、説明の順番ですが、まず対象の保護者に 説明をする方が良いのではないかと、その次は少し範囲を広げ、これから小学校に入っ てくる保護者、それと中学校の保護者について説明する、その後、地域に説明する、一 度にやってしまうと議論にならないというようなこともあって、そのような段取りでや っていこうというところで計画していたのが、今言ったような経緯になったということ が1点、それから2点目に、十分説明しきれなかった部分があるのかなと思っておりま すが、新聞報道が先に出るということは絶対に止められない、新聞より先に説明は出来 ない、教育委員会定例会・総合教育会議を経て方向性が決まる、決まってからでないと 保護者等には説明出来ない、しかし、方向性を決める教育委員会定例会・総合教育会議 に新聞社が傍聴に来ているので次の日には必ず出る、それより先に保護者等に説明出来 ない、物理的には無理だというような、いつも新聞でしか見ていないだとか、自分たち が後になってという議論は、感情論としては分かりますが、物理的にそれは無理だとい うことを理解していただかないといけないということが1点と、3点目に統廃合のタイ ミングを考えた時に、今いる生徒は倭文中学で卒業させてあげたい、これは最優先で、 そうしたら、それを後に遅らせたらどうなるか、遅らせれば遅らせるほど影響が大きい、 たぶん入ってこない、というようなことを考えた時に、学校として存続できるのかどう か、という懸念もあり、今いる子どもが卒業するタイミングで統廃合する、平成33年 くらい、というような話が出てきて方向性が決まったというように思っております。特 別支援を要する子どもについては、丁寧に心配を払拭するような対応をとっていかない といけないと思っております。以上、補足させていただきました。

何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

【浅井教育長】 ないようですので、次に「学力向上について」事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 資料の2頁、3頁をご覧ください。平成30年度全国学力・学習状況調査の 概要でございます。まず、全体の概要を説明させていただきます。ここに記載はしてお りませんが、いわゆる平均点というところですが、小学校は、ほぼ全国・県と同程度で、 これは全ての分野においてということで、国語の知識・活用、算数の知識・活用、そし て今年度ありました理科、全て同程度と言える範囲内に入っております。小学校に関し ましては、昨年度からはかなり改善されたと言ってもいいかなと思われます。詳しい分 析は行っておりませんが、がんばりタイム等、去年度から充実させておりますので、そ の効果も出たのかなと思います。中学校につきましては、国語の知識・活用は全国・県 とほぼ同程度、数学の知識・活用も全国・県とほぼ同程度で、その中でも少し良い方だ ということです。理科は県と同程度です。中学校におきましては、昨年度との比較では 若干、平均ポイントとしては下がっております。ご覧いただいております2頁、3頁は それぞれの科目の概要等を載せております。例えば、絞って紹介させていただきますと、 2頁の小学校6学年「算数」結果の概要の下のところ、「示された数量を関連付け根拠 を明確に記述したり、規則性を解釈しそれを基に条件に合う答えを求める問題に課題が 見られた」やはり記述というのは、例年苦戦しているということです。それから、一番 下の質問紙調査を見ていただいて、特徴的なのが、小学校・中学校ともに「朝食を毎日 食べていますか」との質問で、小学校9割5分、中学校で9割3分、「いじめは、どん な理由があってもいけないことだと思う」というところで、小学校9割6分、中学校9 割5分ということで、この2つが非常に高い割合というところ、この辺は得意とすべき 点かなと思います。それから、中学校の「家で宿題をしている」が9割8分ということ で、これもかなり高く、中学校の成績を支えている一つの要因かなと感じております。 もちろん課題もあります。小学校の「テレビを見る時間やゲームをする時間などのルー ルを家の人と決めている」の割合は、全国・県と比べて低い、これが少し残念なところ です。これらを基に、10月に学力向上プラン(案)を作成しました。1.指導方法の 工夫改善というところの小学校では、「書くこと」を重視、言語を大事にした取組みと いうことが、一番重要なのかなと思っております。それから、中学校では、生徒相互に 学び合う場面の充実というところが重要ではないかと思っております。そして、2.学 習タイム、がんばりタイムの充実、最後の3.家庭との連携のところで、リーフレット 等で周知し、協力を呼びかけるということで、別添でお配りしているリーフレットです。 特徴的なのが、やはり朝食のところで、左上の「まずは、基本的な生活習慣を!」の中 の「朝食を毎日食べていますか」で、「している」と答えた子が、「あまりしていない」 と答えた子より、平均点においてかなりの差があるということをグラフで見てとれます。 それから下の「家庭学習の習慣化を!」の中の「新聞を読んでいますか」で、「読んで いる」「ほとんど、または、読まない」で、これもかなりの差がついております。それ

から「友だち・家族・地域とのふれあいを!」の中の「人の役に立つ人間になりたいと 思いますか」で、「当てはまる」と答えた子の方が得点が高いというところは特徴的か なと思います。このように南あわじ市の子どもたちにつけたい力等をまとめて、出来る だけ見やすい形にはしておりますが、これを各家庭で見ていただいて、家庭教育の中で も活かしていただいて、家庭・地域とも連携していこうという取組みでございます。以 上です。

【浅井教育長】 説明が終わりましたが、ご質問等ございますか。

【浅井教育長】 ないようですので、次に「南あわじ市中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 資料の4頁、5頁をご覧ください。これは現在の状況で言いますと、南淡中学校の阿万地区の生徒がここに当てはまっています。片道の通学距離が6km以上の生徒保護者に対して、中学校に入学して半年以上通学した場合、1年ごとに1万円補助を出しているというものです。これにつきまして、各家庭に振込をしていたのですが、銀行の手数料がかかるようになったということで、それにあわせて見直しを行い、不備なところも含めて改正するということです。5頁をご覧いただいて、「申請願」というのが「申請書」に変わり、「南あわじ市立 中学校校長」が「南あわじ市教育委員会」に変わるなど、そのような項目を変えております。改正することによって、今後、学校の事務が非常にスムーズになるということ、それから、今後、倭文中学校の倭文校区の生徒も場合によってはこれに当てはまってくるので、市内全域でスムーズに運用できるのかなと考えております。資料がたくさんございますが、様式等でございます。以上です。

【浅井教育長】 事務の軽減という話ですが、具体的には?

【山川課長】 今でしたら、申請書が学校へきて、それが学校教育課へきて、学校がお金をおろして、学校が保護者に振込んでという流れで、保護者へ振込む時に振込み料金がかかるということで、今後は直に教育委員会から保護者へ振込む形になり、学校の事務はかなりなくなるということです。

【浅井教育長】 今後、倭文校区もこれに当てはまるということも、非常に大きな要素かな と思います。

ご質問等ございますか。

【浅井教育長】 ないようですので、次に「南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関

する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。

【原口課長】 資料の10頁、11頁をご覧ください。南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明をさせて頂きます。この改正は、市学童保育におきまして、定員数と場所の一を変更するものです。今回、市小学校の児童数の増加に伴い、余裕教室の確保が困難となってきております。よって、現在使用している学童保育の教室を普通教室として使用することから、小学校に隣接する市有地に新屋舎が12月完成をいたします。新屋舎は、2部屋を確保し、できるだけ希望する児童を受け入れることを可能とした形態としております。今回の規則の一部改正はそれに伴う、定員30人を65人に改め、また場所の位置において、小学校内を削り、それぞれ変更するものであります。以上です。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【浅井教育長】 ないようですので、次に「南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会の報告について」事務局より説明をお願いします。

【山見教育次長】 これについては、資料等ございませんので、口頭で報告させていただきます。11月19日(月)南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会での質問・答弁について、まず、承認第2号 損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについて、次に、認定第1号 平成29年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定について、次に、議案第4号 平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算(第2号)について、それぞれ議員さんから質問があった事項について答弁をしております。

まず、承認第2号 損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについてですが、平成30年7月25日に広田中学校の教諭が、公用車で洲本市五色町の市道を走行中、センターラインをオーバーして相手対向車に衝突をしたということで、物損事故で過失割合は、センターラインオーバーですので、組合の方が100%、相手車両の修理にかかる賠償額については40万円でした。その事案ということで、議員からは「前方不注意は相手側なのか組合側なのか?事故概要を読んでも事故原因がはっきりと分かりにくい」ということで、課長の方から「広田中学の教員が運転中、左座席から落ちた書類を拾おうとした際、対向車に気づくのが遅れ、ハンドルをきらずに、ブレーキを踏んでセンターラインオーバーで相手車両に衝突した」と説明、議員からは「賠償金40万円はどこから出したのか」という問いに対し、私から「組合一般会計から支払った。しかしその分は全国自治協会から損害共済費として組合に支払っているので、実質組合の負担は0である」と説明、また、議員からは「公務員だからと言って、

交通事故をおこした際、損害額に対し、個人負担がないのは、このご時世おかしいのでは」という質問で、副管理者が「市役所でも、このような事故がおきているが、よほど 悪質な過失がない限りは、職員に損害賠償金を負担させられないのが現状である。職員 への注意喚起を促しながら、交通事故防止に努めていきたい」と答弁しております。

2点目、認定第1号 平成29年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳 出決算の認定について、A議員から「監査委員の意見書で、組合の解消に向けたことが 書かれているが、地元からもこんな声もない中、この文章を意見書として記載した経緯 を監査委員におうかがいしたい」ということで、監査委員からは「少子化が進む中、多 額の負債が残っているため、将来的にこのような検討も必要であるというような意図で あったかと思うが、すぐにどうこうというものではない」と説明、A議員からは「この ような形で文章化されることで、誰にも見られてしまい、文章がひとり歩きする危険性 もあるので、より慎重に対応すべきと考える。また、組合の存続解消については、これ までの経緯を十分検証したうえで検討してほしいと思うが、教育長はどう考えているの か」と、教育長からは「すぐにどうこうということではないが、そういうことも含め、 あらゆる可能性も視野に入れて協議していきたいと思う」と説明、私からは「事務事業 の軽減と経費削減となることから、監査委員の意見は理解できるが、両市の住民・保護 者の後追いが得られるのか、慎重に考えていかなければならないと思っている」と答弁 しました。B議員から「監査委員の意見書にある、組合解消については、私はそういう 議論をする時期にきていると思う。実際、地元保護者からも、そのような声もあるし、 もっと効率に、例えばこの議会にしても、なくなればいいと思っている」、C議員から は「お願いになるが、昭和34年の文書を確認したうえで検討し、住民への説明が出来 るよう、対応してほしい」との意見がありました。

次に、これも、決算の認定の時ですが、議員から「教育長の交際費の内容を教えてほしい」ということで、私からは「主に慶弔費であるが、その他、近畿都市教育長会の負担金などで市の一般会計と半分ずつ分けている」と説明、また議員からは「交際費の中に食事代等が含まれていない、という認識でいいのか」という質問で、私から「交際費の中には、校長会歓送迎会の負担金も含まれている」、それに対して議員から「交際費に校長会の歓送迎会の負担金が使われているのは、このご時世おかしいと思う。見直すべきである」ということで、教育長からは「私も、いろいろな会に出席している。見直すべきものは見直したいと思う」という答弁をしております。この件については、今後、公用かどうか区分をしていきたいと考えております。あくまで校長会の歓送迎会は、現時点では、今後も公用と考えております。以上です。

【浅井教育長】 補足ですが、教育長の交際費のところが問題になったという件ですが、これは、公役・公用の部分が強いか、私的な部分が強いかどうかというところで、判断していきたいと思っております。きちっと、どこで線を引くということは言えませんが、公的な部分が大きいか、私的な部分が大きいか、それにつきると思います。ケースバイ

ケースで考えていきたいと思っております。

【浅井教育長】 ご質問等、ございますか。

【狩野委員】 先ほどの、組合解消問題についてですが、これは今年初めて出た問題なのか、 今までも出ていた問題なのか、どちらですか。

【山見教育次長】 昨年度の28年度の決算の審査の際にも、表現としてはあまり具体的ではないのですが、監査委員からは、このような指摘はありました。小中学校の大規模工事にかかる負債、組合債も結構借りているということから、将来子どもたちが少なくなってきた時に、洲本市と南あわじ市の組合が、もし解消された時の分担金の割合、借金を払う割合を十分検討した方がいいということからも、今回の案件がありますが、昨年も少し触れられておりました。昨年度の今回のこのタイミングの組合議会でも、議員さんから一言質問がありました。

【狩野委員】 ありがとうございました。県下的にも組合立というのは少ないですよね。私 も、この立場になって初めて、事務の負担というのを、すごく大きいなと感じます。業 務改善の一つかなと思ったりするのですが、先ほど、昭和34年の文書を聞きたいという方もおられるみたいですし、すごくお金とか業務だけの問題ではなく、複雑な問題が 絡んでいると思います。自分自身も疑問に思う点がいっぱいありますが、なかなか言い 出せないところがあるのですが、こういう議会定例会に出ていると、今初めて分かった ので、この問題は急には無理なので、慎重にいかないといけないということで、少しず つ少しずつ、出していく中で、良い方向性が見いだせればと思います。以上です。

【本條委員】 その議会、私も出席していたので感じたのですが、広田小・中も少子化の中で児童・生徒数が減ってきているのですが、洲本から行かせていただいている納、鮎屋地区の子どもの割合は減っていないんです。それが極端に減っているとか、割合的には数字がたぶん20数%というか3割弱というところでずっと推移してきていると考えたら、総合的に判断すべきだろうし、先ほども言われているように、昭和34年にどういう経緯で、組合立が成り立ったかというところをきっちりとおさえないと、地域の住民感情、それこそ先ほどから言われているように、倭文中学校の時もそうでしょうし、西淡志知・三原志知の問題もずっとある中で、特に組合立の部分は大きいかなと思います。急に、解消とかいうよりも、一方、並行して淡路一市ということも出ておりますので、一市になれば当然その問題は消滅すると思うし、そのあたりも両方並行して、合併当時の経緯と、今後の流れを見ながら、推移していくのかなという受け止め方をしております。以上です。

【浅井教育長】 私の方から話させてもらったのは、組合解消についてという観点では議論

していない、一切していない、ただ議論しているのは、教育関係がどうあるべきかという観点ではいつも意見交換をさせてもらっている、というような答えをさせてもらいました。

【狩野委員】 実際、保護者も1年生に入るときは「何で?」という疑問がわきますが、2年生になると、その問題についてはきれいに忘れている、何ら疑問もわかずにずっといっているという気がします。いろんな業務で大変であるということは、保護者にとっては直接的に問題ではないので、関心も薄くなってくるのは、当たり前だと思います。実際、私自身も、幼稚園は今、第2小学校にある幼稚園のところで、そこから順次という話は噂では聞いていたのですが、もう当たり前になってしまっている、第2の、間違っているかもしれないけれども幼稚園を出た子が第2に行く子がほとんどいない、というところが現状のところです。納、鮎屋の子が無料送迎バスで行っている、それは昭和34年の文書は私も見ていないのですが、そこのあたりも書かれているのではないかと思ったりします。これから、また一つの課題になっていくのかなと思いますが、また、よろしくお願いしたいと思います。

【浅井教育長】 この件で何かございますか。

【浅井教育長】 ないようですので、次に「当面の行事予定」について、事務局より順に説明をお願いします。

(担当課長より順次説明)

【浅井教育長】 事務局の説明が終わりました。

ご質問、ご意見等ございませんか。

続いて、「教育委員会後援名義使用許可状況」についてですが、また資料の方を見ていただけたらと思います。

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。 何かございませんか。

【浅井教育長】 ないようですので、これをもちまして、南あわじ市及び南あわじ市・洲本 市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

閉 会 午後4時45分